上下流連携活動助成金交付要綱

（趣　　旨）

第１条　公益財団法人筑後川水源地域対策基金（以下「基金」という。）が上下流連携活動の一環として、筑後川水系及び関連河川の流域（以下「筑後川等の流域」という。）において、上下流住民の連携等による交流活動、水源の森づくり活動を行う団体に対し、助成金を交付することにより、その活動を支援し、もって流域の適正な水循環機能の確保に寄与することを目的とする。

（助成金交付対象団体）

第２条　助成金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たし、筑後川等の流域において上下流住民の連携等による交流活動、水源の森づくり活動に取り組んでいる特定非営利活動団体等（以下「団体」という。）とする。

(1)筑後川フルプラン地域内に活動の本拠地を有すること。

(2)一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。

(3)明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。

(4)一定の活動実績があること又は事業が完遂できると認められること。

（助成対象事業及び助成金の額）

第３条　助成金の交付の対象となる事業(以下｢助成対象事業｣という。)は、別表１に定めるとおりとする。助成金の総額は、当該年度の予算の範囲内とし、１団体あたりの助成金の額は１５万円以内とする。

また、同一団体への助成の回数は1 年度につき 1 回限りとする。

なお、次の各号のいずれかに該当する事業については、助成金の交付対象外とする。

(1)営利を目的とする事業

(2)政治団体、宗教団体又は営利団体等の宣伝を目的とする事業

(3)当該事業の実施に必要な経費のうち基金の助成金を除く額を調達できる見込みがない事業

(4)申請者が次いずれかに該当する場合

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

（助成対象経費）

第４条　助成対象経費については別表２に定めるとおりとする。

（助成対象事業の審査基準）

第５条　審査基準は別表３のとおりとする。

（申　請）

第６条　助成金の交付を希望する団体は、原則として事業を行う前年度の定められた期日までに助成事業申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

(1)事業計画書(様式第 2 号)

(2)収支予算見込書(様式第 3 号)

(3)団体概要書(様式第4号)
(4)その他参考となる資料（団体パンフレット・規約・役員名簿等、イベント印刷物、広報物等)

（決定及び通知）
第７条　理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、幹事会に於いてその内容及び助成する額を審査し、適当と認めるときは理事会に諮り決定する。
２　理事長は、助成対象事業を決定したときは、速やかに助成金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。
３　理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を付すことができるものとする。

（申請の取り下げ）
第８条　前条第2項の規定による通知を受けた団体は、当該通知に係る交付内定の内容、またはこれに付された条件に不服があるときは、交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成事業申請取下げ書(様式第5号)により申請を取り下げることができる。
２　前項にかかわらず、内定者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、速やかに助成事業申請取下げ書を提出しなければならない。

（交付申請）
第９条　第７条の規定に基づく交付内定を受けた団体（以下「助成事業団体」という。）は、内定通知を受けた後、助成金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて理事長に提出し、申請するものとする。
(1)事業実施計画書(様式第7号)
(2)収支予算書(様式第8号)
(3)その他理事長が必要と認める資料

（交付の決定及び内定の取り消し）
第10条　理事長は、前条の申請書を受け取ったときは、理事会決定時の資料に照らしてこれを審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。
２　理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに助成金交付決定通知書により助成事業団体に対し、その旨を通知するものとする。
３　理事長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を付すことができるものとする。
４　理事長は、交付の申し込み、申請について不正の事実があった場合、または要綱に違反していると認められるときは、交付内定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

（交付申請の取り下げ）
第11条　前条第2項の規定による通知を受けた助成事業団体は、当該通知に係る交付決定の内容、またはこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書(様式第9号)により申請を取り下げることができる。
２　前項にかかわらず、助成事業団体の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、速やかに助成金交付申請取下げ書を提出しなければならない。

（事業の変更または中止）
第 12 条　助成事業団体は、対象事業の実施について、重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第 10 号)に変更事業計画書(様式第 11 号)を添えて、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
なお、変更内容によっては、理事長は交付決定の内容を変更できるものとする。
２　助成事業団体は、助成対象事業を中止する場合は、あらかじめ事業中止届出書(様式第 12 号)を理事長に提出しなければならない。
３　理事長は、事業変更承認申請書を受理し、事業を変更する必要があると認めるときは、速やかに事業変更承認通知書により助成事業団体に通知するものとする。

（事業の実施）
第 13 条　助成対象事業の実施手続きの概要については、別に定める。
また、助成事業団体は助成対象事業の実施にあたってはポスター、ちらし等に基金の助成を受けている旨を明記しなければならない。
ただし、作成していない場合や交付決定以前の日に印刷したものは、この限りではない。
(表示例)助成：(公財) 筑後川水源地域対策基金

（実績報告）
第 14 条　助成事業団体は、助成対象事業の完了した日から起算して 30 日以内(当該年度の 3 月中に事業が完了した場合は当該年度の 3 月 29 日まで)に、助成事業実績報告書(様式第 13 号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に実績を報告しなければならない。
(1)事業実績書(様式第 14 号)
(2)収支決算書(様式第 15 号)
(3)収支の証拠書類および事業実施の証拠資料
(4)その他理事長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）
第 15 条　理事長は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金交付確定書により助成事業団体に通知するものとする。

（助成金の請求）
第 16 条　助成事業団体は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に助成金請求書(様式第 16 号)を理事長に提出するものとする。

（助成金の交付）
第 17 条　理事長は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、助成事業団体に対して助成金を交付するものとする。

（報　告）
第 18 条　助成事業団体は、助成対象事業に関して、事業の遂行又は支出状況等について理事長から要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(決定の取消等)
第 19 条　理事長は、助成事業団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の

交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1)助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2)不正手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(3)助成金を助成対象事業及び助成対象経費以外の用途に使用したとき。

(4)助成対象事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。

(5)助成対象事業を完了する見込みがなくなったとき。

(6)助成対象事業の施行において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(7) 助成事業団体が次いずれかに該当することが判明したとき

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(8)その他、この要綱の定めに違反したとき。

２　助成事業団体は、前項の規定により、交付決定の取り消し又は変更された場合において、既に助成金の交付を受けているときは、直ちに当該助成金の全部又は一部を基金に返還しなければならない。

ただし、解散等で助成事業団体が無くなっている場合は、その代表者が返還しなければならない。

（関係書類の保管）

第 20 条　助成事業団体は、助成対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

ただし、解散等で助成事業団体が無くなっている場合は、その代表者が５年間保管しなければならない。

雑則

第 21 条　この要綱の施行に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附　　則

１　この要綱は、公益財団法人筑後川水源地域対策基金理事会の議決があった日（平成２６年９月１０日）から施行する。

２　水源の森づくり活動等を支援する助成金交付要領（平成２５年４月１日施行）は、廃止する。

附　　則

この要綱は、令和２年１月２４日から適用する。

別表１

助成対象事業	上下流住民の連携等による交流活動及び水源の森づくり活動 水源地域・水利用施設見学会、シンポジウム、出前講座、 水源地域等における体験活動・交流会 感謝祭 森林環境学習活動 水源地での保水力学習・野鳥観察・植物観察 ダム湖畔広葉樹林推進活動 水源地域植林・育林活動 水源の森整備活動等 森林研修

別表２　助成対象経費について

助成対象経費については、以下のとおりとする。ただし、次に掲げる費目に該当するか不明確な場合は、事前に事務局に問い合わせること。

１　事業実施者が支出する助成対象事業にかかる経費のうち、実績報告時に請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等により、日付、支払者、内容(明細)、金額等が確認できるものを助成対象経費とする。なお、各項目のその他に該当する場合は、内訳欄に詳細を記入すること。

助成対象経費	借上料	交流会場・体験会場使用料、参加者宿泊代
	広告宣伝費	募集費、チラシ、
	指導料等	講演講師謝金、作業指導員謝金
	作業費	苗木・鎌代等、作業用小額備品購入費、測量・調査費
	委託料	交通費（送迎バス）、交通整理要員、テント等仮設費
	その他	通信費、印刷製本代、保険料、燃料費、弁当代・飲み物代、消耗品等

別表３　助成事業の審査基準

筑後川流域における、上下流住民の連携等による交流活動、水源の森づくり活動を支援し、流域の適正な水循環機能の確保に効果的に寄与するため、審査にあたっては次に該当する事業を優位に評価する。

高く評価する事業	（１）　新たな上下流交流の枠組みを試みる独創性のある事業 （２）　多くの人を巻き込み広がりある取組をする事業 （３）　筑後川流域ならではの流域資源の活用に取り組む事業 （４）　水源の森づくりの担い手を育成する事業 （５）　その他理事長が必要と認める事業

助成事業（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
連絡先
（法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名・電話番号）

助　成　事　業　申　請　書

別添の事業について助成事業を行いたいので公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第６条の規定に基づき申請します。

［担当者連絡先］
所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
Fax
E-mail

助成事業（様式第２号）

事 業 計 画 書

団体名	

１　事業名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業の目的

３　事業の概要

【実施時期】	【実施場所】	【実施回数・日数】
【実施内容】		
【特記事項・関連行事・PR 事項等】		
【共催者名・後援者名・協賛者名等とその役割】		

別途メールでも送付すること。

助成事業（様式第３号）

収　支　予　算　見　込　書

団体名	

【収入】　（単位：円）　　【支出】　（単位：円）

区分	内　訳	予　算　額	項目		内　訳	予　算　額
会費等収入			助成対象経費	借上料	交流会場・体験会場使用料 参加者宿泊代	
補助金等	［国・県又は市町村の補助金］			広告宣伝費	募集費 チラシ	
その他の収入	［協賛金・寄付金］			指導料等	講演講師謝金 作業指導員謝金	
	［物品販売金等］			作業費	苗木・鎌代等 作業用の小額備品購入費 測量・調査費	
	［参加費］			委託費	交通費（送迎バス） 交通整理要員 テント等仮設費	
	［広告料・その他収入］					
自己負担金				その他	通信費 印刷製本代 保険料 燃料費 弁当代 消耗品等	
総　額　（A）			小　計（B）			
			助成対象外			
基金に対する助成金の要望額 ※ 上限１５万円			総　額（B＋C）			

別途メール送付のこと

※A４サイズ１枚におさまるように作成して下さい。
※収入の総額と支出の総額を一致させて下さい。

助成事業（様式第４号）

団　体　概　要　書

<table>
<tr><td rowspan="2">団 体 名</td><td>ふ　り　が　な</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者
役職・氏名</td><td>ふ　り　が　な</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ホームページ
ＵＲＬ</td><td></td></tr>
<tr><td>団体・法人
設立年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">組織概要</td><td>●団体の構成員数
名</td></tr>
<tr><td>●組織の概要（設立目的・活動内容等をご記入ください）</td></tr>
<tr><td>●過去の活動状況</td></tr>
<tr><td>年　度　｜　事業名
　｜</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請者又は構成員等に当要綱第３条第４号に規定する者が
（どちらかにチェックしてください）
□　い　る　　左のとおり相違ありません。
□　いない　　氏名　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">過去に当基金の助成金の交付を受けたことが　（どちらかにチェックしてください）
□　あ　る　→（　　年度）
□　な　い</td></tr>
</table>

助成事業（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
連絡先
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名・電話番号

助 成 事 業 申 請 取 下 げ 書

令和　　年　　月　　日付け　　財筑水基第　　号で助成金の交付内定通知のあった次の事業については、助成事業申請を取下げます。

１．事業の名称

２．取下げの理由

［担当者連絡先］
所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
Fax
E-mail

助成事業（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
連絡先
　法人にあっては、主たる事務所の所在地
　及び名称並びに代表者の氏名・電話番号

助 成 金 交 付 申 請 書

助成金の交付を受けたいので公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動

助成金交付要綱第９条の規定に基づき申請します。

［担当者連絡先］
所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
　　Fax
　　E-mail

助成事業（様式第７号）

事 業 実 施 計 画 書

団体名	

1　事業名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　事業の目的

3　事業の概要

【実施時期】	【実施場所】	【実施回数・日数】
【実施内容】		
【特記事項・関連行事・PR 事項等】		
【共催者名・後援者名・協賛者名等とその役割】		

別途メール送付のこと。

助成事業（様式第８号）

収　支　予　算　書

団体名	

【収入】　（単位：円）　【支出】　（単位：円）

区分	内　訳	予　算　額
会費等収入		
補助金等	［国・県又は市町村の補助金］	
その他の収入	［協賛金・寄付金］	
	［物品販売金等］	
	［参加費］	
	［広告料・その他収入］	
自己負担金		
基金からの助成金の交付内定額		
総　額　（A）		

項目		内　訳	予　算　額
助成対象経費	借上料	交流会場・体験会場使用料 参加者宿泊代	
	広告宣伝費	募集費 チラシ	
	指導料等	講演講師謝金 作業指導員謝金	
	作業費	苗木・鎌代等 作業用の小額備品購入費 測量・調査費	
	委託費	交通費（送迎バス） 交通整理要員 テント等仮設費	
	その他	通信費 印刷製本代 保険料 燃料費 弁当代 消耗品等	
小　計（B）			
助成対象外			
総　額（B＋C）			

※Ａ４サイズ１枚におさまるように作成して下さい。
※収入の総額と支出の総額を一致させて下さい。

助成事業（様式第９号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
連絡先
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名・電話番号

助 成 金 交 付 申 請 取 下 げ 書

令和　　年　　月　　日付け　　財筑水基第　　号で助成金の交付決定通知のあった次の事業については、助成金交付申請を取下げます。

１．事業の名称

２．取下げの理由

［担当者連絡先］
所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
Fax
E-mail

助成事業（様式第１０号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
連絡先
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名・電話番号

事 業 変 更 承 認 申 請 書

助成事業の実施計画変更の承認を受けたいので、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第第１２条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事業の名称

２　助成金の交付の文書番号　　令和　　年　　月　　日付け　　財筑水基第　　号

３　関係書類

(1)　変更事業計画書（様式第１１号）
(2)　その他理事長が必要と認める書類

［担当者連絡先］

所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
Fax
E-mail

助成事業（様式第１１号）

変 更 事 業 計 画 書

団体名	

1　事業変更の理由

2　事業変更の内容

（実施内容、経費等、変更点は具体的に記入すること　）　　（単位：円）

実施内容について	
（変更前）	（変更後）
経費等について	
（変更前）	（変更後）

助成事業（様式第１２号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
　連絡先
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名・電話番号

事 業 中 止 届 出 書

助成事業の事業中止の承認を受けたいので、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第１２条第２項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

１　事業の名称

２　助成金の交付の文書番号　　令和　　年　　月　　日付け　　財筑水基第　　号

３　中止の理由

［担当者連絡先］
所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
　　Fax
　　E-mail

助成事業（様式第１３号）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

団体名
住　所
氏　名　　印
連絡先
法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名・電話番号

助 成 事 業 実 績 報 告 書

助成事業が完了したので、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第１４条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　事業の名称

２　関係書類

(1)事業実績書（様式第１４号）
(2)収支決算書（様式第１５号）
主な請求書・レシート等のコピーを添付
(3)事業実施の証明となる書類　(パンフレット、チラシ、写真等)
(4)その他理事長が必要と認める書類

［担当者連絡先］

所属
事務担当者氏名
書類送付先住所
連絡先　Tel
Fax
E-mail

助成事業（様式第１４号）

事 業 実 績 書

団体名	

１　事業名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業の趣旨・目的

３　事業の概要

【実施時期】	【実施場所】	【実施回数】
【実施内容】		
【特記事項】		
【活動の成果】		
【助成による効果】		
【共催者名・後援者名・協賛者名等とその役割】		
添付資料	□ポスター　□チラシ　□記事　□写真　□CD-ROM □ビデオ　□DVD　□その他（　　）	

助成事業（様式第１５号）

収　支　決　算　書

団体名	

【収入】　（単位：円）

区分	内　訳	予　算　額
会費等収入		
補助金等	［国・県又は市町村の補助金］	
その他の収入	［協賛金・寄付金］	
	［物品販売金等］	
	［参加費］	
	［広告料・その他収入］	
自己負担金		
基金からの助成金の交付決定額		
総　額　（A）		

【支出】　（単位：円）

項目		内　訳	予　算　額
助成対象経費	借上料	交流会場・体験会場使用料 参加者宿泊代	
	広告宣伝費	募集費 チラシ	
	指導料等	講演講師謝金 作業指導員謝金	
	作業費	苗木・鎌代等 作業用の小額備品購入費 測量・調査費	
	委託費	交通費（送迎バス） 交通整理要員 テント等仮設費	
	その他	通信費 印刷製本代 保険料 燃料費 弁当代 消耗品等	
小　計（B）			
助成対象外			
総　額（B＋C）			

※A４サイズ１枚におさまるように作成して下さい。
※収入の総額と支出の総額を一致させて下さい。

助成事業（様式第１６号）

助 成 金 請 求 書

公益財団法人　筑後川水源地域対策基金理事長　殿

金　　円

（事　業　名）　　の

助成金として、上記のとおり請求いたします。

令和　　年　　月　　日

団体名

所在地

代表者職･氏名　　印

振込指定先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組合　　本・支店
口座種目	１　普通　　２　当座　　３　その他（　　）
口座番号	
名義人住所	
(フリガナ) 名義人氏名	

※口座番号・名義人氏名等のわかるもの(通帳のコピー)を添付して下さい。

（助成金交付内定通知書）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

殿

（公財）筑後川水源地域対策基金

理事長

令和　　年度　助成金交付内定通知書

令和　　年度　助成金について、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第７条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１．　団　体　名

２．　事　業　名

３．　助成予定（内定）額

４．　その他（条件等）

（助成金交付決定通知書）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

殿

（公財）筑後川水源地域対策基金

理事長

令和　　年度　助成金交付決定通知書

令和　　年度　助成金について、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第 10 条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１．　団　体　名

２．　事　業　名

３．　助成金決定額

４．　その他（条件等）

（事業変更承認通知書）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

殿

（公財）筑後川水源地域対策基金

理事長

令和　　年度　事業変更承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった事業変更承認申請書について、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第１２条第３項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１．　団　体　名

２．　事　業　名

３．　助成予定（変更）額

４．　その他（条件等）

（助成金交付確定書）

文　書　番　号
令和　　年　　月　　日

殿

（公財）筑後川水源地域対策基金

理事長

令和　　年度　助成金交付確定書

令和　　年度　助成金について、公益財団法人筑後川水源地域対策基金上下流連携活動助成金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１．　団　体　名

２．　事　業　名

３．　助成金確定額

４．その他（条件等）